

3 文科初第 3 2 9 号
環政総発第 2106012 号
令和 3 年 6 月 2 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項
の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省総合教育政策局長
義 本 博 司

文部科学省初等中等教育局長
瀧 本 寛

環境省総合環境政策統括官
和 田 篤 也

気候変動問題をはじめとした地球環境問題に関する
教育の充実について（通知）

気候変動問題をはじめとした地球環境問題は、世界全体の喫緊の課題となっています。

我が国でも、別添 1 のとおり、本年 6 月 2 日に地球温暖化対策の推進に関する法律の改正が行われ、2050 年までに、脱炭素社会（人の活動によって発生する温室効果ガスの排出量と温室効果ガスの吸収量との間に均衡が保たれている社会（カーボンニュートラル））の実現を目指すこととされるなど、気候変動対策を進めています（地球環境問題に関する国内外の主な動き等を、別添 2 にまとめていますので参考にしてください。）。

脱炭素社会の実現に向けては、国民・国・地方公共団体・企業など、あらゆる主体の取組が不可欠であるため、国民一人一人のライフスタイルを脱炭素型へと転換していくことが重要であり、持続可能な社会の創り手となることが期待される子供たちが、地球環境問題について理解を深め、環境を守るための行動をとることができるよう、地球環境問題に関する教育（以下「環境教育」という。）を今後ますます充実していくことが求められます。

つきましては、地球環境問題を巡る昨今の状況等を踏まえ、環境教育の充実に向けての留意点等を下記のとおりまとめましたのでお知らせします。

このことについて、各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校等及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校等に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 学校における環境教育の充実

(1) 学習指導要領における環境教育

小学校学習指導要領（平成 29 年文部科学省告示第 63 号）（以下「小学校学習指導要領」という。）、中学校学習指導要領（平成 29 年文部科学省告示第 64 号）（以下、「中学校学習指導要領」という。）及び高等学校学習指導要領（平成 30 年文部科学省告示第 68 号）（以下「高等学校学習指導要領」という。）等においては、これからの学校には、一人一人の児童生徒が「持続可能な社会の創り手」となることができるようにすることが求められる旨が明記されています。

また、小学校学習指導要領の総則においては、「各学校においては、児童や学校、地域の実態及び児童の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする」と記載されており、また、小学校学習指導要領解説総則編（平成 29 年 7 月）（以下「小学校学習指導要領解説総則編」という。）においては、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の例として「自然環境や資源の有限性等の中で持続可能な社会をつくる力」が示されているところです（中学校学習指導要領解説及び高等学校学習指導要領解説等にも同旨の記載あり）。

これらを踏まえ、学校における環境教育については、社会科、理科、技術・家庭科を始め様々な教科等を通じて横断的に取り組むこととしているところです。また、例えば、総合的な学習（探究）の時間などで、地球環境問題をテーマに各教科等で学んだことを活かしながら学んでいくことも考えられます。

(2) カリキュラム・マネジメントの実施

環境教育を学校教育全体で進めていくためには、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくことや、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図ること（「カリキュラム・マネジメント」）に努めていくことが重要となります。

この点、小学校学習指導要領解説総則編及び中学校学習指導要領解説総則編（平成 29 年 7 月）において、別添 6 のとおり、「環境に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを抜粋

し、通覧性を重視して掲載した資料を掲載していますので、各学校におかれては、それぞれの教育目標や児童生徒の実態を踏まえた上で、本資料をカリキュラム・マネジメントの参考として御活用ください。

(3) 地球環境問題に関する国内外の動きを踏まえた指導の実施

地球環境問題に関する指導を行うに当たっては、持続可能な開発目標（SDGs）などの国際的な動きや、我が国における 2050 年までに脱炭素社会、循環型社会や自然共生社会の実現を目指す動きなど、国内外の動きにも触れながら児童生徒の学びを深めていくことが重要です。

地球環境問題に関する国内外の主な動き等については、別添 2 のほか、別添 3 に示す環境省のホームページ等も参考にしてください。

また、環境教育に関する国際的な取組として、環境や気候変動も含む地球規模の諸課題の解決や SDGs の実現に向けて自ら行動を起こす力を身に付けるための「持続可能な開発のための教育」(ESD)や、「環境のための地球規模の学習及び観測プログラム」(GLOBE) などがあり、これらを適宜踏まえたり活用したりしながら環境教育の充実を図ることも考えられます。

○持続可能な開発のための教育 (ESD: Education for Sustainable Development)

人類が将来にわたり豊かな生活を確保するよう、現代社会における様々な地球規模の課題を、一人一人が自らに関わる問題と捉え、身近なところから取り組むことで、新たな価値観や行動変容をもたらすことを目指す教育活動。ヨハネスブルグサミットにおける日本の提唱によって開始され、国連及びユネスコの枠組みで世界的に取り組まれている。また令和元年には、SDGs の全てのゴールの実現への貢献により、公正で持続可能な世界を目指す「持続可能な開発のための教育：SDGs 実現に向けて (ESD for 2030)」という新たな国際枠組みが、本年 5 月にはそれを推進するベルリン宣言が、それぞれ採択されている。

こうした世界の推進枠組みに沿って日本国内で ESD 推進を展開する計画「我が国における『持続可能な開発のための教育 (ESD)』に関する実施計画(第 2 期 ESD 国内実施計画)」を策定した。本計画では、「ESD for 2030」の理念を踏まえ、ESD が SDGs 達成への貢献に資するという考え方を初めて明確化し、ジェンダー平等、2050 年カーボンニュートラルの推進等を踏まえつつ持続可能な社会の創り手を育成することとしている。

(参考) 我が国における『持続可能な開発のための教育 (ESD)』に関する実施計画
(第 2 期 ESD 国内実施計画)

https://www.mext.go.jp/unesco/001/2018/1407955_00010.htm

また文部科学省及びユネスコ国内委員会では、ユネスコスクールを ESD の推進拠点として位置づけ ESD の推進に取り組んでいる。

(参考) ユネスコスクール <https://www.unesco-school.mext.go.jp/>

ESD はユネスコスクール以外の学校でも取り組んでいく必要があることから、文部科学省においては、学校現場において ESD が効果的に実践されることを目指して、新学習指導要領を踏まえ、「持続可能な開発のための教育 (ESD) 推進の手引」(令和 3 年 5 月改訂版)を作成する等、国内における ESD の推進を行っている。

(参考) ESD 推進の手引 (令和 3 年 5 月改訂版)

<https://www.mext.go.jp/unesco/004/1339957.htm>

さらに、文部科学省と環境省が共同して、ESD に関する多様な主体が参画する ESD 推進ネットワークのハブを担う「ESD 活動支援センター」を整備・運営している。

(参考) ESD 活動支援センター <https://esdcenter.jp/regional/>

○環境のための地球規模の学習及び観測プログラム（GLOBE：Global Learning and Observations to Benefit the Environment）

全世界の幼児・児童・生徒、教員及び科学者が相互に協力しながら、全世界の個人の環境に関する意識の啓発、地球に関する科学的理解の増進、理数教育においてより高い水準へ到達するための手助けとなることを目的として環境観測や情報交換を行う、学校を基礎とした国際的な環境教育のプログラム。

児童生徒は、教師の指導の下、学校やその周辺で、大気や水質、土壌調査等の観測項目の中から学校における環境教育のテーマに沿った項目を選択して環境測定を行う。測定データは、米国の GLOBE データ処理センターへ報告し、同センターによって分析・集約されている。分析されたデータを利用することによって、身の回りの環境問題だけでなく、世界的規模の環境問題についての学習へ発展させるなど、環境学習を進めることができる。

（参考）環境のための地球規模の学習及び観測プログラム（GLOBE）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kankyau/

（４）教職員の指導力向上のための研修等の活用

教職員自身が学ぶ機会を得て環境教育に関する指導力の向上を図ることが重要です。各教育委員会や学校が環境教育に関する研修等を充実することを始め、「教職員等環境教育・学習推進リーダー育成研修」（環境省主催、文部科学省協力）を活用することも考えられます。

○教職員等環境教育・学習推進リーダー育成研修

学校や地域における質の高い環境教育・ESD を実践・推進するリーダー的人材の育成を目的として、講義と具体的な演習により教職員のカリキュラム・マネジメントの実践力やホールスクール・アプローチの向上を目指すカリキュラム・デザイン・コースと、環境教育における体験活動の実践力向上を目指すプログラム・デザイン・コースを実施。

（参考）令和２年度教職員等環境教育・学習推進リーダー育成研修の開催について
～SDGs 達成に向けた教育推進リーダー育成のための環境教育・ESD 実践講座～
（環境省報道発表）※令和３年度も８月以降に開催予定

<https://www.env.go.jp/press/108515.html>

（５）多様な主体との連携・協働

地球環境問題について指導する際には、児童生徒が学校外の様々な主体と接点を持ち、地球環境問題を巡る課題や現在行われている取組について学びを深めていくことが重要になります。児童生徒が多様な機会を得ることができるよう、社会全体で取組を進めることが重要であり、地域住民、大学、NPO、産業界等の多様な主体と連携・協働を図りながら、取組を進めていくことが求められます。その際、ESD 活動に取り組む様々な主体の取組を支援し連携を促進する等の目的で文部科学省と環境省が共同運営する ESD 推進ネットワークに相談したり、地球温暖化対策推進法に基づき、各地方公共団体から指定等された「地域地球温暖化防止活動推進センター」や「地球温暖化活動推進員」等を活用したりすることも考えられます。

○全国地球温暖化防止活動推進センター・地域地球温暖化防止活動推進センター

<https://www.jccca.org/> ・ <https://www.jccca.org/activity/region>

（６）環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進

エコスクールとは、環境負荷の低減や自然との共生を考慮して整備された学校施設で、児童生徒等の環境教育の教材としても活用されています。エコスクールの整備によって、児童生徒等にとって健康的で快適な学習・生活空間を維

持しながら、施設の環境負荷低減を図ることができます。また、地域の環境教育の発信拠点としての機能を果たすこともできます。

文部科学省では、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の導入や校舎の断熱性の向上、校庭の芝生化等に対して国庫補助を行っています。また、エコスクールの整備推進のため、地方公共団体が公立学校施設をエコスクールとして整備する事業について「エコスクール・プラス」の認定を関係省庁と連携して実施しています。

なお、太陽光発電設備の導入に当たっては、この他、環境省の推進する第三者所有方式の活用も考えられます。

(参考) エコスクール・プラス

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ecoschool/detail/1289498.htm

(参考)「環境を考慮した学校施設づくり事例集 ―継続的に活用するためのヒント―」(令和2年3月)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1421996_00001.htm

(参考) 自家消費型の太陽光発電の活用について

https://www.env.go.jp/earth/post_93.html

2. 地域等における環境教育の充実

(1) 地域等における環境教育の充実

環境教育を活性化していくためには、地域の資源を学習素材として積極的に活用して特色ある環境教育を展開し、地域住民の意識を高めていくことが重要です。このため、多様な体験活動の場や機会の充実に努めることが大切です。教育委員会、環境部局、地域の団体や社会教育施設等の多様な主体が連携し、様々な活動を通して子供たちはもとより幅広い年齢層に対して普及・啓発活動を行っていくことが重要です。また、全国8か所のESD 地方活動支援センターに、地域の実情に応じた環境教育の助言や支援を相談することもできます。

(2) 自然体験活動の充実

自然体験活動とは、登山やキャンプ、ハイキング等といった野外活動、又は星空観察や動植物観察、「里山・里海づくり活動」といった自然・環境に係る学習活動等といったもので、子供たちが体験を通じて環境について学ぶ機会が充実されるよう、青少年教育施設や国立公園等の場を活用し、多様な自然体験活動を一層充実させていくことが重要です。本年4月には、自然公園法が改正され、国立公園等における地域の魅力的な自然を活かした自然体験活動を促進するため、自然体験活動促進計画制度が創設されました(別添5)。また、環境保全に寄与する態度等を養うため、子供たちが農山漁村その他の豊かな自然環境を有する地域に滞在し、地域の住民と交流しつつ、自然体験活動、農林漁業の体験を行う活動、地域の伝統文化に触れる活動等を行うことも考えられます。

(3) 環境教育等促進法に基づく「体験の機会の場」の活用

体験活動を通じた環境教育には、自然体験のほか、持続可能な社会づくりを支える現場に触れる社会体験、日常生活と異なる文化や慣習などに触れる生活体験などがあります。環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成15年法律第130号)に基づく「体験の機会の場」は、企業や団体が提供している、このような体験活動の場について、体験プログラムの内容や安全性等一定の基準を確保するものとして都道府県知事又は政令市・中核市の市長の認定を受けたものです。

「体験の機会の場」における体験活動を通じた環境教育によって、子供たちの学び

を深めていくことが重要です。

(参考) 「体験の機会の場」の認定制度について
http://www.env.go.jp/policy/post_57.html

【本件連絡先】

- 文部科学省 03-5253-4111 (代表)
(学校における環境教育について)
初等中等教育局教育課程課教育課程第二係 (内線 2613)

(持続可能な開発のための教育 (ESD) について)
国際統括官付企画係 (内線 3401)

(環境を考慮した学校施設 (エコスクール) について)
大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課
環境施設企画係 (内線 2288)

(地域における環境教育について)
総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
環境教育推進係 (内線 2653)

(自然体験活動について)
総合教育政策局地域学習推進課
青少年教育室事業係 (内線 2971)
- 環境省 03-3581-3351 (代表)
(教職員等環境教育・学習推進リーダー育成研修及び
環境教育等促進法に基づく「体験の機会の場」について)
大臣官房総合政策課環境教育推進室 (内線 6267)

(地球温暖化防止活動推進センター (全国・地域) について)
地球環境局地球温暖化対策課
脱炭素ライフスタイル推進室 (内線 6792)

地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律

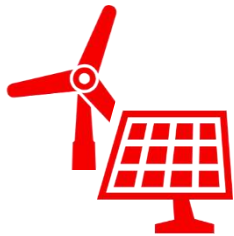
「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として法律に位置付け、政策の予見可能性を向上。



長期的な方向性を法律に位置付け
脱炭素に向けた取組・投資を促進

地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」の目標や
「2050年カーボンニュートラル宣言」を基本理念として法に位置付け

- 地球温暖化対策に関する政策の方向性が、法律上に明記されることで、国の政策の継続性・予見可能性が高まるとともに、国民、地方公共団体、事業者などは、より確信を持って、地球温暖化対策の取組やイノベーションを加速できるようになります。
- 関係者を規定する条文の先頭に「国民」を位置づけるという前例のない規定とし、カーボンニュートラルの実現には、国民の理解や協力が大前提であることを明示します。



地方創生につながる再エネ導入を促進

地域の求める方針（環境配慮・地域貢献など）に適合する再エネ活用事業を
市町村が認定する制度の導入により、円滑な合意形成を促進

- 地域の脱炭素化を目指す市町村から、環境の保全や地域の発展に資すると認定された再エネ活用事業に対しては、関係する行政手続のワンストップ化などの特例を導入します。
- これにより、地域課題の解決に貢献する再エネ活用事業については、市町村の積極的な関与の下、地域内での円滑な合意形成を図りやすくなる基盤が整います。



ESG投資にもつなげる
企業の排出量情報のオープンデータ化

企業からの温室効果ガス排出量報告を原則デジタル化
開示請求を不要にし、公表までの期間を現在の「2年」から「1年未満」へ

- 政府として行政手続のデジタル化に取り組む中、本制度についてもデジタル化を進めることにより、報告する側とデータを使う側双方の利便性向上が図られます。
- 開示請求を不要とし、速やかに公表できるようにすることで、企業の排出量情報がより広く活用されやすくなるため、企業の脱炭素経営の更なる実践を促す基盤が整います。

地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律の概要

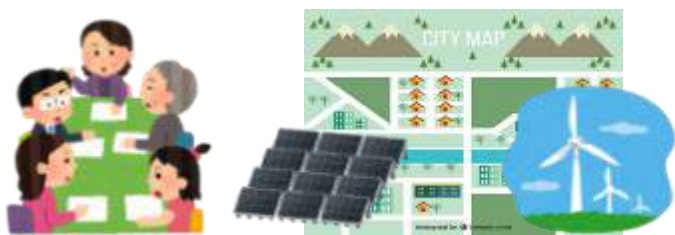
昨年秋に宣言された**2050年カーボンニュートラル**を**基本理念**として法に明確に位置付けるのに加え、その実現に向けた具体的な方策として、**地域の再エネを活用した脱炭素化の取組**や、企業の排出量情報の**デジタル化・オープンデータ化**を推進する仕組み等を措置するものです。

■ 背景

- 昨年、我が国は、**パリ協定**に定める目標（＝世界全体の気温上昇を2℃より十分下回るよう、更に1.5℃までに制限する努力を継続）等を踏まえ、**2050年カーボンニュートラル**を宣言した。

【地域】

自治体の「**ゼロカーボンシティ**」宣言の実現等に向け、自治体が中心となり、円滑な地域合意を図り、地域の再エネ資源等を**地域の課題解決**にも貢献する形で利用していく環境整備が必要（地域トラブル事例の減少にも資する）



【企業】

脱炭素経営に取り組む日本企業を後押しするため、こうした企業の取組が**投資家等から適切に評価**される環境整備が必要



■ 主な改正内容

1. パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設

- **パリ協定**に定める目標を踏まえ、**2050年までの脱炭素社会**の実現、**環境・経済・社会の統合的向上**、国民を始めとした関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として規定。
- これにより、政策の方向性や継続性を明確に示すことで、あらゆる主体（国民、地方公共団体、事業者等）に対し**予見可能性を与え、取組やイノベーションを促進**。

2. 地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設

- 地方公共団体が定める地球温暖化対策の実行計画に、**施策の実施に関する目標**を追加するとともに、市町村は、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（**地域脱炭素化促進事業**）に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとする。
- 市町村から、実行計画に適合していること等の**認定**を受けた地域脱炭素化促進事業計画に記載された事業については、**関係法令の手续ワンストップ化等の特例※**を受けられることとする。
 - ※ 自然公園法・温泉法・廃棄物処理法・農地法・森林法・河川法の関係手続のワンストップサービス
 - ※ 事業計画の立案段階における環境影響評価法の手続（配慮書）の省略
- これにより、地域における円滑な合意形成を図り、その地域の課題解決にも貢献する**地域の再エネを活用した脱炭素化の取組を推進**。

3. 脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等

- 企業の排出量に係る**算定報告公表制度**について、**電子システムによる報告**を原則化するとともに、**開示請求の手続なし**で公表される仕組みとする。
 - ※ 法改正と併せ、報告者・情報利用者の双方にとって利便性の高いシステムの構築も推進する。
- また、**地域地球温暖化防止活動推進センター**の事務として、**事業者向け**の啓発・広報活動を追加する。
- これにより、企業の排出量等情報のより迅速かつ透明性の高い形での見える化を実現するとともに、地域企業を支援し、**我が国企業の一層の取組を促進**。

＜改正法の施行期日：1. 公布の日／2. 3. 公布の日から1年以内で政令で定める日＞

2050年までの脱炭素社会の実現を牽引・2030年に向けた取組を加速

地球環境問題に関する国内外の主な動き等

1. 地球環境問題に関する基本的考え方

世界が直面する地球環境問題としては、地球温暖化、海洋プラスチックごみ汚染を始めとした資源の不適正な管理、生物多様性の損失が挙げられ、私たちの日常生活や経済・社会活動に多大な影響を与えている。また、日常便利に利用しているモノやサービスは、資源の採掘、運搬、生産、加工、使用等の長いサプライチェーンを通じて地球環境に影響を与えている側面もある。

地球環境問題は、個々の環境負荷を与える行為はそれぞれの地域で行われているものの、環境負荷の結果がその地域ですぐに顕在化するとは限らず、遠く離れた地で現れる、又は環境負荷の蓄積等により一定の時間を経過して、表面化する可能性があることもあり、日常生活や経済・社会活動の中で、環境負荷とその影響が相互に見えにくいという特徴がある。

人間活動に必要な環境の基盤が気候変動等により失われると、その上に成り立つ経済・社会活動や私たちの生活は困難になる。私たち自らによって作り出した地球温暖化、資源の不適正な管理、生物多様性の損失といった問題は、私たちにとって最適な環境の基盤を破壊し、経済・社会システムや生活にも悪影響を及ぼしつつある。

(顕在化しつつある地球温暖化の影響)

個々の気象災害と地球温暖化との関係を明らかにすることは容易ではないが、地球温暖化の進行に伴い、今後、豪雨災害や猛暑のリスクが更に高まることが予想されている。

例えば、国内における近年の主な気象災害等としては、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年房総半島台風（台風第 15 号）、令和元年東日本台風（台風第 19 号）等、平成 30 年における猛暑が挙げられる。また、国外でも、世界気象機関(WMO)によれば、2019 年の世界の平均気温は観測史上、2016 年に次いで 2 番目に高い年となり、欧州では記録的な熱波となったほか、各地で森林火災やハリケーンの被害が発生している。

(持続可能な開発目標 (SDGs))

2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no

one behind)」ことを誓っている。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組む必要がある。

（地球環境問題の解決に向けて）

SDGs のゴール・ターゲットは、地球環境問題の他にも経済発展や社会福祉等に関わるものが含まれており、これらは相互に関係していることから、複数の課題を統合的に解決するアプローチが重要となる。

地球環境問題はグローバルな課題であると同時に、私たちの生活とも密接に関係するローカルな課題でもあり、さらに、環境問題以外にも、少子高齢化・人口減少、そして人口の地域的な偏在の加速化等により社会・経済の課題も抱えている。国全体で持続可能な社会を構築するためには、各々の地域が持続可能である、すなわち個々の地域での SDGs の達成が必要となってくる。私たちの経済・社会システムの持続可能性を向上する「環境・経済・社会」の統合的向上を実現する社会変革が求められている。

そのためには、国際的な取組、政府の取組、地方自治体や企業等において行われる取組に加え、個人の取組も重要となる。そして、各主体の実践と主体間の協働に基づき、技術、社会経済システム、一人一人の日常生活を支えるライフスタイルを持続可能なものへと刷新していくことにより、社会変革につなげることが可能となる。

2. 地球環境問題に関する国内外の主な動き

○ 1.5℃特別報告書（気候変動に関する政府間パネル：IPCC）

2015 年、COP21（国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）において「パリ協定」が採択され、世界共通の目標として、工業化以前からの世界全体の気温上昇を 2℃より十分低く抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を継続することが規定された。その後、2018 年に IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が策定した「1.5℃特別報告書」では、将来の気温上昇を 1.5℃に抑えるためには、2050 年前後に世界の CO₂ 排出量を実質ゼロにする必要があることが示された。

○気候変動の対策を推進する法律の制定等

2021 年 6 月に、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正が行われ、我が国として 2050 年までに脱炭素社会（人の活動によって発生する温室効果ガスの排出量と温室効果ガスの吸収量との間に均衡が保たれている社会）の実現を目指すことが、法律に明記された（別添 1）。

また、2021 年 3 月に、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案が国会に提出され、海洋プラスチックごみ問題や地球温暖化問題などの同時解決に向けて、事業者・地方公共団体・NGO・消費者などの幅広い主体において、プラスチック資源循環の高度化に向けた取組が進められることが期待されている（別添 4）。

(我が国における 2050 年までの脱炭素社会の実現)

2021 年 6 月に、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正が行われ、新たに基本理念に関する条文が追加されており、地球温暖化対策の推進は、我が国における 2050 年までの脱炭素社会の実現を旨として、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならない、旨が規定された。この基本理念における各主体の規定順については、国や地方公共団体等より前に、国民が規定されている。これは、脱炭素社会の実現に向けては、私たち一人一人が地球温暖化問題を自分ごととして捉え、それぞれが脱炭素型のライフスタイルへと転換を図っていくことが不可欠であることを強調する趣旨である。

さらに、政府は、2050 年までの脱炭素社会の実現と整合的で野心的な目標として、2030 年度に、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減とすることを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続ける旨を表明している。

この目標の達成と脱炭素社会の実現に向けては、再生可能エネルギーの最大限の導入が不可欠であり、住宅・建築物等における太陽光発電設備の設置も重要となる。また、私たちは日々の暮らしの中で、様々な製品やサービスを購入、使用、不要になったものを捨てているが、こうした製品の製造や加工、流通やサービスの提供、ごみを処理する過程においても、CO₂ などの温室効果ガスが排出されている。私たちが消費する製品やサービスのライフサイクル（資源の採取、素材の加工、製品の製造、流通、小売、使用、廃棄）において生じる温室効果ガスの排出を把握する「カーボンフットプリント」で、我が国の温室効果ガス排出量を見ると、全体の約 6 割が、住居や移動、食に関連する家計によるものという分析があり、一人一人の意識を高めるとともに、実際の行動を脱炭素型へと変容していくことが重要である。

このような取組を促進するためには、各家庭・個人における CO₂ 排出の状況や対策に伴う削減効果の「見える化」を図ることが効果的であり、例えば、省エネ製品への買換えについては簡便な算定ツールが公開されているなど、その環境整備が進みつつある。

(参考) COOL CHOICE (地球温暖化やその対策に関する情報発信サイト)

<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/>

(参考) しんきゅうさん(省エネ製品への買換えによる CO₂・電気代削減効果を比較できるサイト)

<https://ondankataisaku.env.go.jp/shinkyusan/sp/>

(参考) うちエコ診断制度 (各家庭のライフスタイルや地域特性に応じ、無理なく実施できる省 CO₂ の取組を提案する制度)

<https://www.uchieco-shindan.jp/>

(参考) 一人一人ができる脱炭素型のライフスタイルの取組例

【住関係】

- ・冷暖房の温度設定の適正化、クールビズ・ウォームビズ
- ・再生可能エネルギー由来の電力への切り替え
- ・冷蔵庫、照明、エアコンなどの家電製品をより高効率なものに買い替え
- ・高効率給湯器の利用
- ・窓や壁などの断熱リフォームによる健康・快適な住環境づくり
- ・太陽光パネル付きの高断熱で災害にも強いネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH)

【移動関係】

- ・徒歩、自転車、公共交通機関での移動
- ・シェアリングサービスの利用
- ・エコドライブの実践（急発進／急停車をしない・アイドリングストップ）
- ・電気自動車（EV）などの電動車への乗り換え
- ・宅配ボックスや置き配の活用など再配達の抑制
- ・オンライン会議、在宅勤務などによる働き方改革
- ・各種オンラインサービスの活用による移動機会の低減
- ・職住近接

【食関係】

- ・家庭で発生する食品ロスを減らす、なくす
- ・飲食店での食べ残しを減らす、なくす
- ・旬の食材の地産地消

（ゼロカーボンシティ（2050 年までに二酸化炭素排出を実質ゼロにすると表明した地方公共団体））

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとしてされている。こうした制度も踏まえ、昨今、脱炭素社会に向けて、2050 年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつある。

（参考） 地方公共団体における 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況

<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>

（海洋プラスチック問題の高まりと循環型社会）

海洋に流出するプラスチックが世界的な問題となり、2019 年の G20 大阪サミットでは、我が国の提案により、2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す等の大阪ブルー・オーシャン・ビジョンが共有さ

れた。我が国としても、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることを踏まえて、2021年3月に、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案を国会に提出し、プラスチックに関し包括的な体制強化を行うこととした（別添4）。

社会経済システムを従来の大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行型のものから、資源の投入量・消費量を抑えつつ、市場に出た資源を循環させる経済活動（循環経済）に移行させる必要があり、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を更に進める必要がある。

（参考）Re-Style <https://www.re-style.env.go.jp/>

（我が国における2050年までの自然共生社会の実現）

2010年に生物多様性条約第10回締約国会議（COP10、愛知県・名古屋市）で採択された生物多様性に関する世界目標では、2050年までの長期目標（ビジョン）として「自然と共生する世界」の実現が掲げられるとともに、このビジョンを踏まえた具体的な行動目標として、2020年を目標年とした20の個別目標（愛知目標）が掲げられた。わが国においては、生物多様性基本法に基づき2012年に閣議決定した「生物多様性国家戦略2012-2020」（※次期生物多様性国家戦略の策定まで一部継続）で、生物多様性の保全と持続可能な利用の長期目標として、2050年までに自然共生社会を実現する旨を掲げるとともに、重点的に取り組むべき施策の方向性として5つの基本戦略等を示しており、この基本戦略のなかに位置づけられた生物多様性に関する教育・学習・体験の充実や生物多様性の社会への浸透等を含め、具体的な取組を進める必要がある。さらに、本年10月には中国・昆明において生物多様性条約COP15が開催され、2030年を目標年とする行動目標を含む新たな世界目標（ポスト2020生物多様性枠組）が採択される予定であるが、引き続き「自然と共生する世界」を目指す2050年ビジョンの実現に向けて、新たな世界目標を踏まえて策定する次期生物多様性国家戦略のもとでも、生物多様性に関する教育・学習・体験の充実等により生物多様性の損失を回復させる行動につなげていく必要がある。

（参考）一人一人ができる取組の例（「MY行動宣言」より）

- ① たべよう 地元でとれたものを食べ、旬のものを味わいます。
- ② ふれよう 自然の中へ出かけ、動物園・植物園などを訪ね、自然や生きものにふれます。
- ③ つたえよう 自然の素晴らしさや季節の移ろいを感じて、写真や絵、文章などで伝えます。
- ④ まもろう 生きものや自然、人や文化との「つながり」を守るため、地域や全国の活動に参加します。
- ⑤ えらぼう エコラベルなどが付いた環境に優しい商品を選んで買います。

<https://undb.jp/action/>

(参考) 「生物多様性国家戦略 2012-2020」 - 5つの基本戦略-

- (1) 生物多様性を社会に浸透させる
- (2) 地域における人と自然の関係を見直し・再構築する
- (3) 森・里・川・海のつながりを確保する
- (4) 地球規模の視野を持って行動する
- (5) 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives/index.html>

地球環境問題に関する最新の状況（環境省ホームページ等）

○環境白書

<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/>

○こども環境白書（小学校高学年以上対象とした環境教育用資料）

<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/kodomo.html>

○ガラスの地球を救え！プロジェクト（地球温暖化に関するアニメ DVD 貸出し事業）

<http://chikyuproject.jp/>

○脱炭素ポータル（カーボンニュートラル実現に向けた様々な取組の紹介）

https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/index.html

○地方公共団体における 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況等

<http://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>

○みんなで学ぶ、みんなで守る生物多様性（生物多様性に関する情報発信サイト）

<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/index.html>

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案

プラスチックのライフサイクル全般での“3R+Renewable”により、サーキュラーエコノミーへの移行を加速

①設計・製造段階



プラスチック製品の設計を環境配慮型に転換

プラスチック製品の環境配慮設計に関する指針に即した環境配慮製品を国が初めて認定し、消費者が選択できる社会へ

- 製造事業者等向けのプラスチック使用製品設計指針（環境配慮設計指針）を策定するとともに、指針に適合したプラスチック使用製品の設計を認定します。
- 国等が認定製品を率先して調達することやリサイクル設備を支援することで、認定製品の利用を促します。

②販売・提供段階



使い捨てプラスチックをリデュース

小売・サービス事業者などによる使い捨てプラスチックの使用を合理化し、消費者のライフスタイル変革を加速

- コンビニ等でのスプーン、フォークなどの、消費者に商品やサービスとともに無償で提供されるプラスチック製品を削減するため、提供事業者に対し、ポイント還元や代替素材への転換の使用の合理化を求める措置を講じます。
- これにより、消費者のライフスタイル変革を促します。

③排出・回収・リサイクル段階



排出されるプラスチックをあまねく回収・リサイクル

あらゆるプラスチックの効率的な回収・リサイクルを3つの仕組みで促進

- 市町村が行うプラスチック資源の分別収集・リサイクルについて、容器包装プラスチックリサイクルの仕組みを活用するなど効率化します。
- 使用済プラスチックについて、製造事業者等の計画を国が認定することで廃棄物処理法上の許可を不要とする特例を設けます。
- 産業廃棄物等のプラスチックについて、排出抑制や分別・リサイクルの徹底等の取組を排出事業者を求める措置を講じるとともに、排出事業者等の計画を国が認定することで廃棄物処理法上の許可を不要とする特例を設けます。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案の概要

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

■ 背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっている。
- このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

設計・製造

【環境配慮設計指針】

- 製造事業者等が努めるべき**環境配慮設計に関する指針**を策定し、指針に適合した製品であることを**認定**する仕組みを設ける。
 - 認定製品を**国が率先して調達**する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての**設備への支援**を行う。

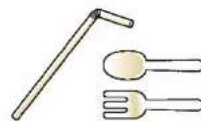


＜付け替えボトル＞

販売・提供

【使用の合理化】

- ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき**判断基準**を策定する。
 - 主務大臣の**指導・助言**、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。



＜ワンウェイプラスチックの例＞

排出・回収・リサイクル

【市区町村の分別収集・再商品化】

- プラスチック資源の分別収集を促進するため、**容リ法ルートを活用した再商品化**を可能にする。
- 市区町村と再商品化事業者が**連携して行う再商品化計画**を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、市区町村による**選別、梱包等を省略**して再商品化事業者が実施することが可能に。



＜プラスチック資源の例＞

【製造・販売事業者等による自主回収】

- 製造・販売事業者等が製品等を**自主回収・再資源化**する計画を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。



＜店頭回収等を促進＞

【排出事業者の排出抑制・再資源化】

- 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき**判断基準**を策定する。
 - 主務大臣の**指導・助言**、プラスチックを多く排出する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。
- 排出事業者等が**再資源化計画**を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。

↓：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

＜施行期日：公布の日から1年以内で政令で定める日＞

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

国・都道府県が保護管理を担う国立公園・国定公園において、**地方自治体や関係事業者等の地域の主体的な取組を促す仕組み**を新たに設け、保護のみならず**利用面での施策を強化し、「保護と利用の好循環」**(自然を保護しつつ活用することで地域の資源としての価値を向上)を実現するものです。

■ 背景

- 地域の過疎化が進む一方、コロナ禍で自然や健康への関心が高まる中で、**我が国を代表する優れた自然の風景地である国立公園・国定公園**(以下「国立公園等」という。)は、国内外の多くの人々をひきつける観光地などとして、**地域社会にとって重要な資源**となっている。
- その自然の価値を活かし、地域活性化に資する**滞在型の自然観光**を推進するためには、**魅力的な自然体験アクティビティの提供や旅館街等の上質な街並みづくり、認知度の向上が必要**であるが、それが十分にできていない。

■ 主な改正内容

1. 地域主体の自然体験アクティビティ促進の法定化・手続の簡素化

- 公園計画において、従来の利用施設のハード整備に加え、新たに自然体験アクティビティの促進を位置づけ、市町村やガイド事業者等から成る協議会を設け、**自然体験活動促進計画**を作成。環境大臣・都道府県知事の認定を受けた場合には、計画に記載された**事業の実施に必要な許可を不要とする**。
- これにより、計画に基づく**魅力的な自然体験アクティビティの開発・提供、ルール化等**の関係者が一体となった取組を促し、**旅行者の多様なニーズに応え、長期滞在につながる国立公園等の楽しみ方**を提供。

2. 地域主体の利用拠点整備の法定化・手続の簡素化

- 公園利用の拠点となる旅館街等の街並みを整備するため、市町村や旅館事業者等から成る協議会を設け、**利用拠点整備改善計画**を作成。環境大臣・都道府県知事の認定を受けた場合には、計画に記載された**事業の実施に必要な許認可を不要等とする**。
- これにより、計画に基づく**廃屋の撤去、機能充実、景観デザインの統一**など、関係者が一体となった**自然と調和した街並みづくり**を促し、**国立公園等における魅力的な滞在環境を整備**。

3. 国立公園等の保全管理の充実

- 国立公園等の国内外へのプロモーションの促進、クマ・サルなど野生動物の餌付け規制による人身被害等の予防、公園事業の譲渡による公園事業者の地位の承継に関する規定の整備、公園管理団体の業務の見直しによる指定の促進、特別地域等における行為規制の違反に係る罰則の引上げ等の措置を講じる。
- ＜改正法の施行期日：公布の日から1年以内で政令で定める日＞

自然体験活動促進計画のイメージ

望ましい自然体験アクティビティの提供・開発促進、利用者の受入れ体制整備、上質な自然体験の場の確保、適正利用のためのルールの策定等



利用設備設置等の手続簡素化

自然を満喫できる楽しみ方の提供

利用拠点整備改善計画のイメージ

集団施設地区など利用拠点の面的な再生・上質化のため廃屋の撤去やその場所への新たな投資、利用者目線の機能充実、景観デザインの統一、電線の地中化等



施設の再整備の手続簡素化

自然と調和した滞在環境の整備

小学校

抜粋し、通覧性を重視して掲載したものです。

別添6

環境に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

中学校

本資料は、中学校学習指導要領における「環境に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを各学校において、それぞれの教育目標や生徒の実態を踏まえた上で、本資料をカリキュラム・マネジメントの参考として活用ください。

総則	第2の2 (2) 各学校においては、生徒や学校、地域の実態及び生徒の発達段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成した教育課程の編成を図るものとする。
----	--

抜粋し、通覧性を重視して掲載したものです。

することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生

総則		社会科		理科	
第1 2	学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした持続可能な教育活動を実現する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。(2)道徳教育や体験活動、多様な表現や観察の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実を図ること。学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中で生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを生きてきた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和と民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体的な日本人の育成に資することとなるように留意すること。	(地理的分野) B 世界の様々な地域 (1) 世界各地の人々の生活と環境 場所や人間と自然環境との相互依存関係などに着目して、課題を追及したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。 ※世界各地の人々の生活の特色やその変容の理由と、その生活が営まれる場所の自然及び社会的条件との関係性を考察するに当たって、衣食住の特色や、生活と宗教との関わりなどを取り上げるようにすること。 ア 次のような知識を身に付けること。 (7) 人々の生活は、その生活が営まれる場所の自然及び社会的条件から影響を受けたり、その場所の自然及び社会的条件を与えたりすることを理解すること。 (4) 世界各地における人々の生活やその変容を基に、世界の人々の生活や環境の多様性を理解すること。その際、世界の主な宗教の分布についても理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等をも身に付けること。 (7) 世界各地における人々の生活の特色やその変容の理由を、その生活が営まれる場所の自然及び社会的条件などに着目して多面的・多角的に考察し、表現すること。 C 日本の様々な地域 (1) 地域調査の手法 ※地域調査に当たっては、対象地域は学校周辺とし、主題は学校所在地の事情を踏まえて、防災、人口の偏在、産業の変容、交通の発達などの事象から適切に設定し、観察や調査を指導計画に位置付けて実施すること。なお、学習の効果を高めることができる場合には、内容のCの(3)の中の学校所在地を含む地域の学習や、Cの(4)と結び付けて扱うことができること。 場所などに着目して、課題を追及したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 観察や野外調査、文献調査を行う際の視点や方法、地理的なまとめ方の基礎を理解すること。 (4) 地形図や主題図の読図、目的や用途に適した地図の作成などの地理的技能を身に付けること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 地域調査において、対象となる場所の特徴などに着目して、適切な主題や調査、まとめとなるように、調査の手法やその結果を多面的・多角的に考察し、表現すること。 (2) 日本の地域的特色と地域区分 次の①から④までの項目を区別し、分布や地域などに着目して、課題を追及したり解決したりする活動を通して、以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導すること。 ① 自然環境 ② 人口 ③ 資源・エネルギーと産業 ④ 交通・通信 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色、自然災害と防災への取組などを基に、日本の自然環境に関する特色を理解すること。 (3) 日本の諸地域 次の①から⑤までの考察の仕方を基にして、空間的相互依存作用や地域などに着目して、主題を設けて課題を追及したり解決したりする活動を通して、以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導すること。 ① 自然環境と中核とした考察の仕方 (4) 地域の在り方 ※取り上げる地域や課題については、各学校において具体的に地域の在り方を考察できるような、適切な規模の地域や適切な課題を取り上げること。 空間的相互依存作用や地域などに着目して、課題を追及したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。 ア 次のような知識を身に付けること。 (7) 地域の実態や課題解決のための取組を理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 地域の在り方を、地域の結び付きや地域の変容、持続可能性などに着目し、そこで見られる地理的な課題について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。	(歴史的分野) C 近現代の日本と世界 (2) 現代の日本と世界 課題を追及したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。 ア 次のような知識を身に付けること。 (4) 日本の経済の発展とグローバル化する世界 高度経済成長、国際社会との関わり、冷戦の終結などを基に、我が国の経済や科学技術の発展によって国民の生活が向上し、国際社会において我が国の役割が大きくなってきたことを理解すること。 ※沖縄返還、中国外交正常化、石油危機などの節目となる歴史に関する事象を取り扱うようにすること。また、民族や宗教をめぐる対立や地球環境問題への対応などを取り扱い、これまでの学習と関わりさせて考察、構想させるようにつ	(第1分野) (7) 科学技術と人間との関わりについての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。 ア 日常生活や社会と関連付けながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (7) エネルギーと物質 ② エネルギーとエネルギー資源 様々なエネルギーとその変換に関する観察、実験などを通して、日常生活や社会では様々なエネルギーの変換を利用していることを見いだして理解すること。また、人間は、水力、火力、原子力、太陽光などからエネルギーを得ていることを知るとともに、エネルギー資源の有効な利用が大切であることを認識すること。 ④ 様々な物質とその利用 物質に関する観察、実験などを通して、日常生活や社会では、様々な物質が幅広く利用されていることを理解するとともに、物質の有効な利用が大切であることを認識すること。 (4) 自然環境の保全と科学技術の利用 ② 自然環境の保全と科学技術の利用 自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察することを通して、持続可能な社会をつくることが重要であることを認識すること。 イ 日常生活や社会で使われているエネルギーや物質について、見通しをもって観察、実験などを行い、その結果を分析して解釈するとともに、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について、科学的に考察して判断すること。	
		(公民的分野) B 私たちと経済 (2) 国民の生活と政府の役割 対立と合意、効率と公正、分業と交換、希少性などに着目して、課題を追及したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。 ア 次のような知識を身に付けること。 (7) 社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、消費者の保護について、それらの意義を理解すること。 D 私たちと国際社会の諸課題 (1) 世界平和と人類の福祉の増大 対立と合意、効率と公正、協調、持続可能性などに着目して、課題を追及したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。 ア 次のような知識を身に付けること。 (7) 世界平和と人類の福祉の増大のために、国際協調の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを理解すること。その際、領土（領海、領空を含む。）、国家主権、国際連合の働きなどに基本的な事項について理解すること。 ※（略）「国際連合をはじめとする国際機構」構成的な役割については、国際連合における持続可能な開発のための取組について理解すること。 (4) 地球環境、資源・エネルギー、貧困などの課題の解決のために経済的、技術的な協力などが大切であることを理解すること。	(第2分野) (7) 自然と人間 自然環境を調べる観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。 ア 日常生活や社会と関連付けながら、次のことを理解するとともに、自然環境を調べる観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (7) 生物と環境 ② 自然界のつり合い 微生物の働きを調べ、植物、動物及び微生物を栄養の面から相互に関連付けて理解するとともに、自然界では、これらの生物がつり合いを保って生活していることを見いだして理解すること。 ④ 自然環境の調査と環境保全 身近な自然環境について調べ、様々な要因が自然界のつり合いに影響していることを理解するとともに、自然環境を保全することの重要性を認識すること。 ⑥ 地域の自然災害 地域の自然災害について、総合的に調べ、自然と人間との関わり方について認識すること。 (4) 自然環境の保全と科学技術の利用 ② 自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察することを通して、持続可能な社会をつくることが重要であることを認識すること。 イ 身近な自然環境や地域の自然災害などを調べる観察、実験などを行い、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について、科学的に考察して判断すること。 3 内容の取扱い (7) イのアの(7)の②については、生物や大気、水などの自然環境を直接調べたり、記録や資料を基に調べたりするなどの活動を行うこと。また、気候変動や外来生物にも触れること。		
第3 2					
		保健体育科		特別の教科 道徳	
(技術分野) A 材料と加工の技術 (3) これからの社会の発展と材料と加工の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。 B 生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。 C 生物育成の技術 (3) これからの社会の発展と生物育成の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。 D エネルギー変換の技術 (3) これからの社会の発展とエネルギー変換の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。 E 生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。 F 情報の技術 (4) これからの社会の発展と情報の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。 ア 生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。 ※内容の「A材料と加工の技術」、「B生物育成の技術」、「Cエネルギー変換の技術」の(3)及び内容の「D情報の技術」の(4)については、技術が生活の向上や産業の継承と発展、資源やエネルギーの有効利用、自然環境の保全等に貢献していることについても扱うものとする。 B 生物育成の技術 (2) 生活や社会における問題を、生物育成の技術によって解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。 ※(2)については、地域固有の生態系に影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、(以下略) ア 適切な栽培又は飼育、検査等ができること。 イ 問題を見いだして課題を設定し、育成環境の調節方法を構想して育成計画を立てるとともに、栽培又は飼育の過程や結果の評価、改善及び修正について考えること。	※各内容における(1)に「イ」イでは、社会からに着目し、技術が最も	については、次のとおり取り扱うものとする の要求、安全性、環境負荷や経済性など適化されてきたことに気付かせること。 (家庭分野) B 衣食住の生活 (5) 生活を豊かにするため材料や縫い方に着目して理解し、用具を安全ににすること。 ※衣服等の再利用のイ 資源や環境に配慮した計画性を考え、製作をC 消費者の権利と責任 ア 消費者の基本的な権会に及ぼす影響についてイ 身近な消費生活についてイ 生活や環境についてイ 自分や家族の消費生活の解決に向けて環境にできること。	(保健分野) (1) 健康な生活と疾病の予防について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。 ア 健康な生活と疾病の予防について理解を深めること。 (7) 健康は、主体と環境の相互作用の下に成り立っていること。また、疾病は、主体の要因と環境の要因が関わり合って発生すること。 (4) 健康と環境について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。 ア 健康と環境について理解を深めること。 (7) 身体には、環境に対してある程度まで適応能力があること。身体の適応能力を超えた環境は、健康に影響を及ぼすことがあること。また、快適で率のよい生活を送るための温度、湿度や明るさには一定の範囲があること。 (7) 人間の生活によって生じた廃棄物は、環境の保全に十分配慮し、環境を汚染しないように衛生的に処理する必要があること。 イ 健康と環境に関する情報から課題を発見し、その解決に向けて思考し判断するとともに、それら	D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること 【自然愛護】 自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。 第3 2 (6)（略）また、例えば、科学技術の発展と生命倫理との関係や社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、その解決に向けて取り組むものとする意欲や態度を育てよう努めること。（略） 総合的な学習の時間 3 (5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の将来に関する課題などを踏まえて設定すること。	